

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【公開番号】特開2004-20779(P2004-20779A)

【公開日】平成16年1月22日(2004.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2004-003

【出願番号】特願2002-173977(P2002-173977)

【国際特許分類第7版】

G 02 F 1/1335

G 02 B 5/20

G 02 F 1/1333

【F I】

G 02 F 1/1335 5 0 5

G 02 F 1/1335 5 2 0

G 02 B 5/20 1 0 1

G 02 F 1/1333 5 0 5

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月14日(2005.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一色の画素が透過用領域と反射用領域を含んだカラーフィルターであって、前記の画素は反射用領域において基板と着色層との間に透明樹脂層を有し、反射用領域と透過用領域の着色層膜厚は異なるものであり、かつ反射用領域の着色層が開口領域を有することを特徴とする液晶表示装置用カラーフィルター。

【請求項2】

反射用領域内の着色層の開口領域の割合が、緑画素について10%以上50%以下、赤画素について5%以上30%以下、および青画素について30%以下であることを特徴とする請求項1に記載の液晶表示装置用カラーフィルター。

【請求項3】

透過用領域と反射用領域に形成された着色層が、複数の着色層を基板上に積層された構造を有することを特徴とする請求項1または2に記載の液晶表示装置用カラーフィルター。

【請求項4】

複数の着色層が基板上に積層された着色層のうちの最上層が感光性カラーレジストから形成されることを特徴とする請求項3に記載の液晶表示装置用カラーフィルター。

【請求項5】

請求項1～4の何れかに記載のカラーフィルターを用いたものである液晶表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

**【課題を解決するための手段】**

上記課題を解決するため、本発明は以下の構成からなる。(1)少なくとも一色の画素が透過用領域と反射用領域を含んだカラーフィルターであって、前記の画素は反射用領域において基板と着色層との間に透明樹脂層を有し、反射用領域と透過用領域の着色層膜厚は異なるものであり、かつ反射用領域の着色層が開口領域を有することを特徴とする液晶表示装置用カラーフィルター。

(2)反射用領域内の着色層の開口領域の割合が、緑画素について10%以上50%以下、赤画素について5%以上30%以下、および青画素について30%以下であることを特徴とする(1)に記載の液晶表示装置用カラーフィルター。

(3)透過用領域と反射用領域に形成された着色層が、複数の着色層を基板上に積層された構造を有することを特徴とする(1)または(2)に記載の液晶表示装置用カラーフィルター。

(4)複数の着色層が基板上に積層された着色層のうちの最上層が感光性カラーレジトから形成されることを特徴とする(3)に記載の液晶表示装置用カラーフィルター。

(5)(1)～(4)の何れかに記載のカラーフィルターを用いたものである液晶表示装置。